

八戸市立青潮小学校いじめ防止基本方針（要点版）

平成 26 年 1 月 22 日策定

1 学校いじめ防止基本方針

児童が意欲をもって充実した学校生活を送れるよう、いじめ防止のための日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「八戸市立青潮小学校いじめ防止対策基本方針」を定める。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめに対する基本的な考え方

- ・「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」との認識
- ・「いじめは、どの児童にも、どの学校においても起こり得る」との認識
- ・「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識

(3) いじめの態様

いじめの態様には、以下のものなどが考えられる。

悪口を言う・あざける、落書き・物壊し、集団での無視、陰口、避ける、ぶつかる・小突く、命令・脅し、性的辱め、部活動中のいじめ、メール等による誹謗中傷、噂流し、授業中のからかい、仲間はずれ、嫌がらせ、暴力、たかり、使い走り

3 いじめ防止の指導体制・組織的な対応

- (1) 日常の指導体制…いじめ問題対策協議会の設置
- (2) 緊急時の組織的な対応…緊急いじめ問題対策協議会の設置

4 いじめの予防

いじめの問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取組が求められる。学校においては教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

5 いじめの早期発見

いじめの問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。児童の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。

また、定期的にアンケート調査等をして早期発見につとめる。

6 いじめへの対応

(1) 児童への対応

①いじめられている児童の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている児童の立場」で、継続的に支援することが重要である。

②いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている児童の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

(2) 関係集団への対応

被害・加害児童だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成することが大切である。

(3) 保護者への対応

①いじめられている児童の保護者に対して

相談されたケースでは、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

②いじめている児童の保護者に対して

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

③保護者同士が対立する場合など

教員が間に入って関係調整が必要になる場合がある。

(4) 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。関係機関と情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

7 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

①児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。

②児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。

(2) 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、県教育委員会に報告するとともに県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。